

議案第19号

松阪市行政組織条例の一部改正について

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月24日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市行政組織条例の一部を改正する条例

松阪市行政組織条例（平成17年松阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中

「健康福祉部

- (1) 国民健康保険（税の収納に関するものを除く。）に関する事。
- (2) 後期高齢者医療に関する事。
- (3) 国民年金に関する事。
- (4) 保健予防及び健康に関する事。
- (5) 応急診療及び診療所に関する事。
- (6) 地域医療に関する事。
- (7) 介護保険に関する事。
- (8) 高齢者支援に関する事。
- (9) 松阪市福祉事務所処務規程（平成26年松阪市訓令第11号）別表第2に掲げる事項に関する事。
- (10) 福祉医療費助成に関する事。
- (11) バリアフリーに関する事。
- (12) 社会福祉法人の認可、指導監査等に関する事。
- (13) 生活困窮者の相談・支援に関する事。
- (14) 幼稚園に関する事。」を

「健康福祉部

- (1) 国民健康保険（税の収納に関するものを除く。）に関する事。
- (2) 後期高齢者医療に関する事。
- (3) 国民年金に関する事。
- (4) 保健予防及び健康に関する事。
- (5) 応急診療及び診療所に関する事。
- (6) 地域医療に関する事。

- (7) 市民病院に関すること。
- (8) 介護保険に関すること。
- (9) 高齢者支援に関すること。
- (10) 松阪市福祉事務所処務規程（平成 26 年松阪市訓令第 11 号）別表第 2 に掲げる事項に関すること。
- (11) 福祉医療費助成に関すること。
- (12) バリアフリーに関すること。
- (13) 社会福祉法人の認可、指導監査等に関すること。
- (14) 生活困窮者の相談・支援に関すること。
- (15) 幼稚園に関すること。」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。